



Aomori Global Citizen Network

2-11-6 Higashi-Tsukuri-Michi, Aomori 030-0913, Japan
Tel & Fax: +81-17-736-3235, E-Mail: ongwediva92@yahoo.co.jp
URL: <http://cttmidp.sakura.ne.jp>

あおもり地球市民ネット (Aomori Global Citizen Network AGCN) 会則

[2001年12月1日 設立]

[2003年11月1日 改訂]

[2012年6月1日 改訂]

[2014年2月10日 改訂]

[2017年4月22日 改訂]

第1条 [名称]

この会は、「あおもり地球市民ネット (以下、「この会」という)」という。
英語表記は Aomori Global Citizen Network で略称を AGCN とする。

第2条 [住所]

この会の事務局は、当分の間、代表千葉たか子の自宅 (青森市東造道二丁目 11-6) におくものとする。

第3条 [目的]

この会の目的は以下の通りである。

- 3-1 青森において、国際化に資する学びを通して、国際社会特に途上国に対する理解を深め、すべての地域の発展と国際化に貢献する。
- 3-2 その他、会の活動として適切な事業を実施する。

第4条 [事業]

この会は、第3条の目的達成のため次の事業を行う。

- 4-1 あおもり地球市民講座の企画・運営・実施
- 4-2 国際協力活動への参加
- 4-3 その他目的達成のために必要なこと

第5条 [会員]

この会は、前条の目的に賛同する有志 (個人、団体) をもって組織する。

第6条 [会費]

個人会費は年 3,000 円、学生会員は年 1,200 円、団体会費は年 10,000 円とする。

第7条 [役員]

この会に、次の役員を置く

代表	1名
会長	1名
理事	若干名
会計	2名
会計監査	2名

第8条 [役員選出と任期]

役員は総会において選出するものとする。

役員の任期は2年とし、継続することをさまたげない。

第9条 [役員の仕事]

代表および会長はこの会を代表し、統括する。

理事は、この会の運営に必要な業務を行う。

会計監査は、会計を監査する。

第10条 [総会]

総会は、役員及び会員から組織され、本会の議決機関であり、必要に応じて、代表がこれを招集し、役員を選出、事業計画承認、予算の議決、決算の承認等を審議決定する。

第11条 [会計]

1. 会費
2. 助成金
3. 寄付金
4. その他の収入

この会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

第12条 [簿冊]

本会に次の簿冊を備える。

1. 会則
2. 会員名簿
3. 会計簿
4. 会議録
5. その他必要な簿冊

附則

(施行期日)

この会則は、2017年(平成29年)4月22日から施行する。

(会則の変更)

この会則は、総会において、出席者の3分の2の同意があれば変更することができる。

(会報の発行)

この会では、ホーム・ページを通して、会の活動状況を報告する。ホーム・ページは、無理のない限りにおいて、一月に1回（毎月末）、更新する。

(以上)